

運営規程（例）

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目の記載例

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出を行う際は、以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>（1）相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、登録することで、常時の連絡体制を確保し、障^{がい}碍の特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能</p>	<p>左記は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等事業の内容をご理解いただいた上で作成をお願いします。</p>